官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令（財務五二）　一
○財務省組織規則の一部を改正する省令（同五三）　三
○国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通六六）　四
〔その他告示〕
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二一二）　七
○保安林の指定をする件（農林水産九〇六～九二一）　七
○保安林の指定を解除する件（同九二二～九二九）　七
○地すべり防止区域を指定する件（同九三〇～九三二）　七
○道路に関する件（東北地方整備局五三）　八
○道路に関する件（中部地方整備局六九）　八
〔国会事項〕
〔人事異動〕
会計検査院　八
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について（農林水産省）　八
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁　八
社会保険労務士懲戒処分、大丸用水土地改良区の定款変更の認可関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、破産、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

省令

○財務省令第五十二号

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十三日　財務大臣　加藤　勝信

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定により検査の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式による。 一～四　［略］ 五　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第二項、第五十八条第三項、第六十条の十七第三項、第六十条の二十九第二項及び第六十条の三十七の規定により読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の八十一第三項 六～二十二　［略］	次の各号に掲げる法律の規定により検査の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式による。 一～四　［同上］ 五　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第二項、第五十八条第三項、第六十条の十七第三項及び第六十条の二十九第二項 六～二十二　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年六月十三日から施行する。

○財務省令第五十三号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十三日　財務大臣　加藤　勝信

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（主任公庫等実地監査官及び公庫等実地監査官） **第七条**　［略］ ２　主任公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十四第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十五第二項、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項、第六十条の二十九第一項並びに第六十条の三十七の規定により読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の八十一第一項及び第二項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施し、並びに公庫等実地監査官の行う事務を整理する。 ３　［略］ （公庫等実地監査官） **第二百三十条**　［略］ ２　公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第十七条、産業競争力強化法第二十一条の二十四第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の	（主任公庫等実地監査官及び公庫等実地監査官） **第七条**　［同上］ ２　主任公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十四第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十五第二項、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項並びに第六十条の二十九第一項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施し、並びに公庫等実地監査官の行う事務を整理する。 ３　［同上］ （公庫等実地監査官） **第二百三十条**　［同上］ ２　公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第十七条、産業競争力強化法第二十一条の二十四第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の

促進に関する法律第二十四条第二項、海上運送法第三十九条の三十五第二項、造船法第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項、第六十条の二十九第一項並びに第六十条の三十七の規定により読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十一第一項及び第二項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条第一項、独立行政法人通則法第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十六号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項及び第九十一条の規定に基づき、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（特定重要設備） **第一条**　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一・二　（略） 三　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業　次に掲げるいずれかの機能を有する情報処理システム イ　当該事業の用に供する自動車（次条第三号イにおいて「事業用自動車」という。）の配車計画及び運行計画（第十二条第三号において「配車計画等」という。）を作成する機能 ロ　貨物の種類、貨物の到着地及び荷受人、貨物の現在地その他の貨物の運送に係る情報（第十二条第三号において「貨物運送情報」という。）を確認するための機能	（特定重要設備） **第一条**　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一・二　（略） 三　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業　次に掲げる機能の全てを有する情報処理システム イ　当該事業の用に供する自動車（ロ及び次条第三号ハにおいて「事業用自動車」という。）の配車計画及び運行計画を作成する機能 ロ　当該配車計画に基づき配車した事業用自動車の現在地及び貨物の運送に係る状況（第十二条第三号イ及びロにおいて「現在地等」という。）を確認するための機能

（削る）

四～七　（略）

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条　法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　前条第三号に掲げる事業　当該事業を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ　その保有する事業用自動車の台数が五千台以上であること。

ロ　その経営する当該事業が前年度における貨物の輸送実績からみて全国各地への貨物の輸送を行うことができると認められるものであること。

（削る）

ハ　運行指示書（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第九条の三第一項に規定する運行指示書をいう。）を作成する機能

ニ　運賃及び料金を算定し、並びに請求書を作成する機能

四～七　（略）

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条　法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　前条第三号に掲げる事業　当該事業を行う者（特別積合せ貨物運送（貨物自動車運送事業法第二条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。イにおいて同じ。）を行うものに限る。以下この号において同じ。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ　当該事業を行う全ての者（特別積合せ貨物運送を行うものに限る。ロ及びハにおいて同じ。）による貨物の前年度における輸送距離の合計のうちに当該事業を行う者による貨物の前年度における輸送距離の占める割合が五パーセント以上であること。

ロ　当該事業を行う全ての者による貨物の前年度における輸送量の合計のうちに当該事業を行う者による貨物の前年度における輸送量の占める割合が五パーセント以上であること。

ハ　当該事業を行う全ての者が保有する事業用自動車の台数の合計のうちに当該事業を行う者が保有する事業用自動車の台数の占める割合が五パーセント以上であること。

（削る）

四～七　（略）

（構成設備）

第十二条　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二　（略）

三　第一条第三号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ　配車計画等又は貨物運送情報の作成の用に供するサーバー

ロ　配車計画等又は貨物運送情報を作成する機能を有するプログラム

四～七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

ニ　全ての都道府県の区域内に営業所を有すること。

四～七　（略）

（構成設備）

第十二条　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二　（略）

三　第一条第三号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ　現在地等の情報の作成の用に供するサーバー

ロ　現在地等の情報を作成する機能を有するプログラム

四～七　（略）

その他告示

○外務省告示第二百十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年六月十三日

外務大臣　岩屋　毅

失効年月日　令和七年五月十六日
発行年月日　令和七年四月九日
旅券番号　ＴＭ〇一三四八二九

○農林水産省告示第九百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県庄原市比和町森脇字久泉原五三七九の二、五三七九の五

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県庄原市東城町菅字日南山五〇六六の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県三次市布野町上布野字湯谷九八四の一、九八四の二、一〇〇二、字大谷一〇五七九の一、一〇五九七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内字殿畑一〇〇九一の五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町大張川張字二又四五の一、四六、四七の一、四七の一一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字二又四五の一・四六・四七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四七の一一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字本沢明通一九の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮城県登米市津山町柳津字黄牛深畑一五八の一、一五八の三八、一五八の三九、一五八の四一から一五八の四六まで、一五八の五三、一五八の五四、一五八の六六から一五八の七二まで、一五八の七六から一五八の八〇まで、一五八の八二から一五八の八八まで、一五八の九〇、一五八の九三から一五八の九五まで、一五八の一二一、字大土九九の一六六、九九の一六八、九九の一八〇、九九の一八一、九九の一八九、九九の一九四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県西八代郡市川三郷町三帳字水上二三七の一、二三八の一、二四〇の一、二四一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字水上二三七の一・二四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年六月十三日
農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岡山県津山市南方中字砥き石一二八六の三五から一二八六の四三まで、一二八六の六四、一二八六の一一〇
二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岡山県新見市大佐小阪部字水谷二五四六の一、字鑪阪二六四六から二六四八まで、二六五八、二六五九、字荒神之元二六五一、二六五六の二、字荒神元二六五三、二六五四の一、二六五六の一、二六五七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水谷二五四六の一・字鑪阪二六四七・二六四八・字荒神之元二六五一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市黒川字廣蔵一二五、字眞竹一八九の一、二四六、四四九、四五〇の二、四六一の一、四六二の三、字宮ノ向一〇一五の五、一〇一七の一、一〇二三の八、一〇三〇、一〇六八の三、一〇六八の四、一〇六八の七、一〇六八の二九、一〇六九、一〇七二の一、一一九二、一一九九の三、一二〇〇の二、一二二一の六、一二二一の一〇、一二二一の一二から一二二一の一四まで、一二二一の二七から一二二一の二九まで、字長迫一二二五の六四、一二五〇の四、一四〇八、一四一三、字宮園二〇一三、字馬場二四四五の一、字松尾二五四一の一、二五五三、二五五四、二五六一、三八八四の一、字カジノ上四三四一、四三四二

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字廣蔵一二五・字眞竹一八九の一・二四六・四四九・四五〇の二・四六一の一・四六二の三・字宮ノ向一〇一五の五・一〇一七の一・一〇二三の八・一〇三〇・一〇六八の三・一〇六八の四・一〇六八の七・一〇六八の二九・一〇六九・一〇七二の一・一一九二・一一九九の三・一二〇〇の二・一二二一の六・一二二一の一〇・一二二一の一二から一二二一の一四まで・一二二一の二七から一二二一の二九まで・字長迫一二二五の六四・一二五〇の三・一二五〇の四・一四〇八・一四一三・字宮園二〇一三・字馬場二四四五の一・字松尾二五四一の一・二五五三・二五五四・字百石三八六一・三八八四の一・字カジノ上四三四一・四三四二（以上四十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市上陽町北川内字舟木三二〇七、三二一一、上陽町久木原字小渕二の一、字小渕平一四五の一から一四五の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区大字大里字コウチ上五九七三の一二・五九七三の一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村矢部字中切畑上六一七四、六一七五、六一八三、六一八六、六一七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中切畑上六一八三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字高牟禮一六九七、一六九八、一六九九の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字高牟禮一六九七・一六九八・一六九九の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字山口二八〇三、二八〇五の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山口二八〇三（次の図に示す部分に限る。）、二八〇五の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町八橋字西知生一四の四五（国有林。次の図に示す部分に限る。）・一四の四六（国有林）、一四の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町八橋字大野一の一三（国有林）、一の一〇（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷若林二二五の一九（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷若林二二五の一八、二二五の一九（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮城県白石市福岡蔵本字箱森一三四の四・一三四の五・小原字大四坊四四の一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養
㈢　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮城県白石市小原字深萱一三の三（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県南魚沼市栃窪字鷹ノ巣ガキ山馬屋大**樽**小**樽**一七六八の一・一七六八の一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七六八の三九から一七六八の四二まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字飯島字尾崎九九七の六四（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県さぬき市前山字通谷二五七四の三八から二五七四の四〇まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百三十号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

富山県坂ノ下道畑山地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域
富山県富山市八尾町上野
字大寺　七八番四　標柱一号
字志高谷　八三番一八　標柱二号
字平野　六六番一七　標柱三号
字千ノ平　七二番二　標柱四号
富山県富山市八尾町坂ノ下
字道畑山　六一番三　標柱五号
五八番　標柱六号
五一番　標柱七号

○農林水産省告示第九百三十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

福井県上浄法寺地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域
福井県吉田郡永平寺町上浄法寺
字七四字ヲジモチヤ　一番一　標柱一号
一番一七　標柱二号
字七一字イケガダイラ　一番八　標柱三号
一番一五　標柱四号
字六九字イワヤ谷　一番九　標柱五号及び六号
一番五　標柱七号
字六六字ヨコモチ　一番三　標柱八号

○農林水産省告示第九百三十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

沖縄県奥間5地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を中城村道南上原坂田原歩三十二号（ハンタ道）に沿って結んだ線に囲まれた区域
沖縄県中頭郡中城村
字南上原北坂田原　一九二番　標柱一号
字南上原厚生原　五六二番一　標柱十三号
字奥間上川原　六九六番　標柱二号
六九七番　標柱三号
六七八番　標柱四号
六八三番一　標柱五号
字奥間前原　六四五番　標柱六号
六二九番　標柱七号
六一九番　標柱八号
地先里道敷　八二九番　標柱九号及び十号
八三四番　標柱十一号
地先道路敷　八四一番　標柱十二号
地先里道敷

○東北地方整備局告示第五十三号

平成二十三年東北地方整備局告示第百五十一号及び平成二十八年東北地方整備局告示第百八十三号一般国道四十八号道路管理用光ファイバ兼用工作物管理協定は令和八年三月三十一日をもって廃止する。

令和七年六月十三日

東北地方整備局長　西村　拓

○中部地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十三日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百三十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
富士宮市猪之頭字平場沢一一四五番一から同市根原字宝山四九九番まで	前	十三・五四～三七〇・九三メートル
	後	十三・五四～三七〇・九三メートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律
日本学術会議法
食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律

議案提出

六月十一日議員から提出した議案は次のとおりである。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案（川内博史外八名提出）
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（重徳和彦外九名提出）

議案通知書受領

六月十一日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案
日本学術会議法
食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案

議案撤回

六月十一日議員から提出された議案は撤回された。

揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案（青柳仁士外一名提出）
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（稲富修二外八名提出）

議案撤回申出

六月十一日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案（田中健外一名提出、第二百十六回国会衆法第三号）

議案撤回

六月十一日議員からの申出により次の議案は撤回された。

揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案（青柳仁士外一名提出）
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（稲富修二外八名提出）

質問書提出

六月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

推し心を利用する悪質ホスト対策に関する質問主意書（水沼秀幸提出）
保険適用が困難なこどもの歯科矯正診療に関する質問主意書（阪口直人提出）
尖閣諸島周辺海域における海洋資源開発に関する質問主意書（鈴木庸介提出）
外国人の所有する国内不動産に対する課税に関する質問主意書（鈴木庸介提出）
花粉症対策に関する質問主意書（長友よしひろ提出）
大阪・関西万博会場のガス濃度測定に関する質問主意書（大石あきこ提出）
重度心身障害者及びひとり親家庭等への自治体の医療費助成に対するペナルティを全廃すべきことに関する質問主意書（大石あきこ提出）
声の肖像権保護に関する質問主意書（阪口直人提出）
中国資本の影響による火葬・葬儀に関する質問主意書（鈴木庸介提出）
行旅死亡人に関する質問主意書（櫻井周提出）
火山防災に関する質問主意書（櫻井周提出）

質問書転送

六月十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

五月二十六日の朝日新聞記事に関する質問主意書
政府備蓄米の放出に関する質問主意書
金融経済教育推進機構が掲げた重要業績評価指標に関する質問主意書
在外公館に勤務する外務医務官人材の活用に関する質問主意書
元首相夫人のロシア訪問に関する質問主意書
コメの流通に関する質問主意書
刑事訴訟法第二百三十九条第二項に関する質問主意書
バス運転者不足に伴う路線バスの廃止・減便等に関する質問主意書

議事日程

六月十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三十二号
令和七年六月十二日（木曜日）
午後一時開議
第一　独立行政法人男女共同参画機構法案（内閣提出）
第二　独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

参議院

議案受領（予備審査）

六月十一日衆議院から次の議案が送付された。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之外五名提出）（衆第五〇号）

衆議院の解散に係る手続等に関する法律案（武正公一外五名提出）（衆第五一号）

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案（川内博史外八名提出）（衆第五二号）

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（重徳和彦外九名提出）（衆第五三号）

議案付託

六月十一日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四八号）

文教科学委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第三号）

経済産業委員会に付託

議決通知

六月十一日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

日本学術会議法案

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案

また、同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書

令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書

令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書

議案撤回通知書受領

六月十一日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案（青柳仁士外一名提出）

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（稲富修二外八名提出）

質問主意書提出

六月十一日議員から次の質問主意書が提出された。

消費減税の実施に要する期間に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一七七号）

原子力規制庁における報道機関出身者の職員採用に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一七八号）

医療費適正化計画における入院医療費の取扱い及び目標・実績の整合性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一七九号）

質問主意書転送

六月十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

就職氷河期世代支援に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一四七号）

日米貿易交渉に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一四八号）

米軍機騒音の学校などへの影響に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一四九号）

ねんきん定期便への事業主負担額記載の方針及び意思決定プロセスに関する質問主意書（浜田聡提出）（第一五〇号）

補助金不正事案等に対する総務省の告発及び監督責任に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一五一号）

日本最南端に位置する沖ノ鳥島への航空拠点整備に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一五二号）

難民該当性判断の手引に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一五三号）

教科書検定基準における近隣諸国条項及び中立性の確保に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第一五四号）

法律公布奏上及び通知

六月十一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

日本学術会議法

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律

人事異動

会計検査院

（事務総長官房総務課企画官（第一局担当））会計検査院事務官　岡田　修和

事務総長官房上席企画調査官付検査支援室長に配置換する（事務総長官房上席企画調査官付検査支援室長）同付検査支援室長　牛島　大輔

事務総長官房付に配置換する（以上六月十一日）

叙位・叙勲

○叙位

（芦屋市議会議員）

小川　益男

従五位に叙する（各通）

長谷　基弘

石村　正夫　岩井　均

渡邉　光明

金山　久恒　金子　康一

加藤隆太郎

鈴木　久男　小林　考助

（防衛技官）

鷹合　喜孝

土岐　道憲

村中百合江

正六位に叙する（各通）

荒牧　敬有　大畑　豊司

大平　耕路

小林　孝　篠原　拓美

下村　道尋

其原　弘明　竹信　寛治

西島　通人

深田　治夫　保坂　勝彦

百瀬　平

山梨　秋良

門間　章

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する（以上五月五日）

（山梨県立大学名誉教授）

栢原　英郎

正四位に叙する（各通）

鶴見　尚弘

梅澤　了

島田　啓一

庄司　孝一

白井　喬二

従五位に叙する（各通）

松田　秀

正六位に叙する

加賀谷俊雄　川原田　博

米田　和彦

杉野　良司　西嶋　仁郎

廣田　多

村山徳次郎

従六位に叙する（各通）

（福島県警視）

海老名六郎

正七位に叙する（各通）

坂下　浩一

須藤　忠雄

宮崎　健次

布施　佐吉

従七位に叙する（各通）（以上五月六日）

（名古屋大学名誉教授）

加藤　延夫

従三位に叙する

（筑波大学名誉教授）

野口　浩

従四位に叙する（各通）

細川　淳一

正五位に叙する

植野　正明

錦織　靖雄

従五位に叙する

小林　利剛

太田　日吉

大木　弘之

辻　惠一郎

近野　邦雄　武知　正照

伏見　裕方

林　誠　平瀬　和彦

正六位に叙する（各通）

（検察事務官）

赤尾　卓哉

（警視庁警部）

岩見　信利

杉原　龍司

金子　進　坂元　和久

田村　正治　中村　久男

花野　和彦

六車　一廣　村井　民重

山本　賢治

従六位に叙する（各通）

（沖縄県警部補）

安里　秀樹

当真　嗣憲

正七位に叙する（各通）

辻山　新悟

佐藤　安男

山崎　篤實

山本　敏夫

従七位に叙する（各通）（以上五月七日）

吉岡　洋介

正六位に叙する（以上五月九日）

○叙勲

旭日小綬章を授けられる
（宮屋市議会議員）　長谷　基弘

旭日単光章を授けられる（以上五月五日）
辻井　潤

旭日単光章を授けられる（各通）（五月六日）
平澤好太郎　横山　昇

旭日単光章を授けられる（五月七日）
齋藤　貞治

旭日単光章を授けられる（五月七日）
上田　勝　小川益男　加藤隆太郎
篠原拓美　鈴木久男

（防衛技官）　鷹合喜孝

瑞宝双光章を授けられる（各通）
村中百合江　門間章

瑞宝単光章を授けられる（以上五月五日）
大平耕路　下村道尋

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上五月五日）
島田啓一　松田秀　宮崎健次

瑞宝双光章を授けられる（各通）
亀村敏明　川原田博

（福島県警視）　坂下浩一

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上五月六日）
杉野良司　廣田多一

（筑波大学名誉教授）　細川淳一

瑞宝小綬章を授けられる
当真嗣剛　林近邦雄
山本憲夫　林誠

瑞宝双光章を授けられる（各通）
（警視庁警察部）
川勝隆　佐藤安男　辻岩見信
本田市郎　六車一廣　山崎悟利

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上五月七日）
堀口正一

瑞宝双光章を授けられる（五月八日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、六月十日午前十時十七分御出門、日本学士院第百十五回授賞式に御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸、午後零時十八分還幸になつた。

御祝電

天皇陛下は、フィリピンの独立記念日につき、六月十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第６項の規定に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部を令和７年５月28日付けで次のように変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

令和７年６月13日　　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の一部変更新旧対照表

（下線部は変更部分）

改正後	改正前
第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項 **１　備蓄運営の基本的な考え方** ⑴・⑵　（略）	**第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項** **１　備蓄運営の基本的な考え方** ⑴・⑵　（略）
⑶また、⑴の⑤の放出及び⑵の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則５年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。	⑶また、⑴の⑤の放出及び⑵の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則１年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。
⑷　（略）	⑷　（略）

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年６月13日

東北地方整備局長　西村　拓

道路の種類	路線名	区間
一般国道	７号	秋田県能代市芝童森５番１から同市豊祥岱１番101までの上下線
一般国道	７号	秋田県大館市有浦三丁目64番６から同市有浦一丁目91番１までの上下線

公告

諸事項

大丸用水土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、東京都及び神奈川県の区域の一部を地区とし、東京都稲城市に事務所を有する大丸用水土地改良区から申請のあった定款変更は、令和７年５月23日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年６月13日

関東農政局長　安東　隆

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、両社の総社員の同意は令和七年五月二十六日に得られております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

札幌市西区西野六条六丁目一一番二号

（甲）フローレス合同会社

代表社員　宮島　克訓

札幌市西区西野六条六丁目一一番二号

（乙）ラ・プラース合同会社

代表社員　宮島　克訓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十七日

掲載頁　一七八頁（号外第一五四号）

令和七年六月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号

（甲）ＰＴＣＪ－６０ホールディングス

株式会社

代表取締役　大野　直彦

東京都渋谷区笹塚一丁目五〇番一号

（乙）オリンパステルモバイオマテリア

ル株式会社

代表取締役　石川　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、甲の総社員の同意及び乙の株主総会の承認決議は令和七年五月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙には計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月十三日

愛知県豊田市永覚町上長根三一番地一

（甲）Ｋ２ホールディング合同会社

代表社員　加藤　正広

愛知県豊田市大林町十五丁目五番地五

（乙）有限会社車楽苑

取締役　加藤　正広

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社草津興産（住所滋賀県草津市西草津二丁目三番二二号）に対して、当社が保有する有限会社第一産業の株式全て並びに当該子会社に対する事業活動の支援及び管理等事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和六年九月二十日

掲載頁　五十二頁（号外第二二一号）

令和七年六月十三日

滋賀県草津市御倉町一九番地

株式会社ダイイチ

代表取締役　西村　隆通

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社スマイルリングとし、効力発生日は令和七年七月十五日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

北海道中川郡幕別町札内若草町五三七番地の三四

合同会社スマイルリング

代表社員　堀田　豊稔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

埼玉県狭山市笹井三〇四〇番地の一

Ａ・Ｓ・Ｋ合同会社

代表社員　吉川あかね

令和七年六月十三日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目二番八号

日本橋トウマビル二階

Ｔｒａｎｓｄｙｎｅ合同会社

代表社員　株式会社リノキノ

職務執行者　赤沼　光揮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

東京都渋谷区宇田川町一二番三号九〇二号室

合同会社ダブルアップ

代表社員　金子　健人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

東京都中央区日本橋本町三丁目一番九号

サクラシステムソリューション合同会社

代表社員　サクラグローバルホールディング株式会社

職務執行者　東　竜一郎

組織変更公告

当法人は、令和七年四月一日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月十五日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年六月十三日

東京都港区麻布十番二丁目八番一六号ＩＳＩビル五階

農事組合法人十番

理事　宮本　義隆

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｊ・ＣＬＯＵＤとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

東京都江東区白河三丁目一二番一―二五〇二号

合同会社Ｊ―ＣＬＯＵＤ

代表社員　吉田　隆之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目二〇番六号

合同会社Ｒｅｓｐｅｃｔ　ｅａｃｈ　ｏｔｈｅｒ

代表社員　天野　妙

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、組織変更後の商号は株式会社田中商事とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

東京都杉並区和田三丁目五九番一〇―一〇四号

合同会社氣瑠オフィス

代表社員　西嶋　君枝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

東京都小平市上水本町一丁目一〇番二一―一号

合同会社田中商事

代表社員　常松　大介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

神奈川県横浜市磯子区中原四―一―三〇Ｙワイひろば二Ｆ―Ｄ号室

ＪＩＮ・Ｓ・ＨＯＭＥＳ合同会社

代表社員　陣﨑　義浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は焼き芋倶楽部株式会社とします。

効力発生日は令和七年八月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年六月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

神奈川県川崎市多摩区三田二丁目三二九七番地一三―三　焼き芋倶楽部合同会社

代表社員　三宅　龍二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

名古屋市熱田区六野一丁目三番六号　合同会社ビーシージェイ

代表社員　トゥーメ・サム

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＰＡＮＤＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

大阪府堺市中区深井清水町三二一四番地清水の森Ｄ　合同会社ＰＡＮＤＡ

代表社員　松葉　則之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月十五日であり組織変更後の商号は株式会社ＴＯＶＥＲＩとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

大阪府東大阪市本庄西一丁目六―一九　合同会社Ｎｉｒｏ

代表社員　村田　有起

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

福岡県中間市長津二丁目一五番二号　介護サービス心和合同会社

代表社員　荒添　智子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社新とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

沖縄県名護市大東一丁目二一番二号　合資会社アラカキ

代表社員　新垣　亮二

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年六月十六日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年七月十七日に変更いたしましたので公告します。

令和七年六月十三日

名古屋市中区栄三丁目四番二八号　株式会社ジェイキャスト

代表取締役　木村　直人

名古屋市中村区名駅四丁目一八番一八号森政ビル一Ｆ　有限会社エー・ラウンド

取締役　林　裕二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百七十万円減少し百十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

東京都府中市白糸台三丁目四〇番七　合同会社ｅ―Ｒｅｖｏｌｕｔｉｏｎａｒｙ

代表社員　髙橋　顕夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千五百万百六十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十二月十日

掲載頁　八頁

令和七年六月十三日

東京都港区北青山三丁目一一番七号　株式会社ＮＡＴＳＬＩＶＥ　Ｇｒｏｕｐ

代表取締役　今田　敦士

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十八日

掲載頁　一二六頁（号外第一七〇号）

令和七年六月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日土地西新宿ビル一三階　日本長期収載品機構株式会社

代表取締役　木川　直毅

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千九百九十万円、資本準備金の額を六百七十二万五千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十六日

掲載頁　九頁

令和七年六月十三日

東京都世田谷区東玉川二丁目一七番四号　株式会社ザ・キッド

代表取締役　平山　茂則

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年六月十三日

大阪市中央区大手前一丁目七番三一号ＯＭＭビル五階　クリニファー株式会社

代表取締役　戸田　晃平

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十三日

千葉県いすみ市若山一一四番地の一　明正不動産株式会社

代表取締役　最首　雅博

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十三日

東京都中央区日本橋本町四丁目二番二号　日本理化学薬品株式会社

代表取締役　磨田　大輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十三日

横浜市神奈川区松本町一丁目一〇番一八号　スタッグビル二Ｆ　株式会社スタッグ

代表取締役　石田　泰三

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十三日

横浜市金沢区福浦一丁目四番地一四　株式会社藤村電器製作所

代表取締役　加藤　勤

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十三日

石川県金沢市片町二丁目二番一五号　北国不動産株式会社

代表取締役社長　村上　良平

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十三日

山口県下松市潮音町八丁目三番一号　株式会社三広商会

代表取締役　広城　康男

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十三日

鹿児島県霧島市福山町福山五三五一番地

株式会社福山テクノ

代表取締役　瀬戸口　浩

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるマーティン・ジャレット・ハミルトンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

東京都三鷹市下連雀三―二―七ゲン・ハイム一〇一号

TONARI ANIMATION INC.

日本における代表者　マーティン・ジャレット・ハミルトン

投資主総会招集公告

令和七年八月二十七日に投資主総会を開催いたします。規約第十七条第一項の規定に従い、令和七年五月三十一日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において議決権を行使することができる投資主といたします。

令和七年六月十三日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

ケネディクス・プライベート投資法人

執行役員　市川　徹志

株式売渡請求につき株券提出公告

当社の特別支配株主である中部・北陸地域活性化投資事業有限責任組合より株式売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、株式売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年七月十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月十三日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ　Ｃ―Ｈ　Ａ

代表取締役　津坂　純

出資一口の金額の減少公告

当組合は、出資一口の金額五万円を一万円に減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年六月十三日

大阪府東大阪市長堂二丁目一六番一八号

森庄ビル二Ｆ

ワールドサポート事業協同組合

代表理事　大木　信吾

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千八百万円減少し十二億九千六百九十六万五千円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/14361/14361.html

令和七年六月十三日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

巨大特定目的会社

取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年六月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　さざんか特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00035

令和七年六月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・ツー特定目的会社

取締役　中村　武

確定給付企業年金の清算公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年六月十三日

静岡県袋井市宇刈二五〇五番地の二

株式会社ヤマハリゾート

確定給付企業年金清算人　細川　修

取消公告

令和七年六月六日（号外第一二五号）掲載の第三十一期決算公告（枠組）は取消します。

令和七年六月十三日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

株式会社ＯＴトランスポート

代表取締役社長　清水　康司

取消公告

令和七年四月二十五日（号外第九十四号）掲載の解散公告は取消します。

令和七年六月十三日

大阪市西成区北津守二丁目二番一三号

ネクストシステム株式会社

代表取締役　古藤　青

正誤

ページ	段	行	誤	正
三一	下	一〇	**別表第三**（第二条関係）	**別表第3**（第2条関係）
〃	〃	一一	接頭語	接頭語
〃	〃	記号	記号	
〃	〃	一二	クエタ	クエタ
〃	〃	Ｑ	Ｑ	Ｑ
〃	〃	一三	ロナ	ロナ
〃	〃	Ｒ	Ｒ	Ｒ
〃	〃	一四	ヨタ	ヨタ
〃	〃	Ｙ	Ｙ	Ｙ
〃	〃	一六	ヨクト	ヨクト
〃	〃	ｙ	ｙ	ｙ
〃	〃	一七	ロント	ロント
〃	〃	ｒ	ｒ	ｒ
〃	〃	一八	クエクト	クエクト
〃	〃	ｑ	ｑ	ｑ
三二	下	一四	令和七年三月三十一日（号外第七十一号）公布経済産業省令第二十一号（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）	令和七年三月三十一日（号外第七十一号）公布経済産業省令第二十一号（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）
三四	下	一七	改正前欄ある者ものに限	改正前欄ある者に限